

第3号議案 定款変更の件

定款第8条を下記のとおり変更する。

【変更前】

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、入会した事業年度を除き、前事業年度の末日までに会費を納入しなければならない。

【変更後】

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、入会した事業年度を除き、前事業年度の末日までに会費を納入しなければならない。ただし、法人会員はこの限りでない。

【変更理由】

法人会員は内部事由により、前年度に納入出来ない可能性があるため。

【附 則】

この定款は、定款変更認証の日から施行する。